

遠野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（訪問型サービス）ヘルパーステーション薬研淵設置運営規則

（事業の目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置するヘルパーステーション薬研淵（以下「事業所」という。）において実施する遠野市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業所（訪問型サービス）（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修の修了者（以下「訪問型サービス職員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問型サービス職員等は、事業を行うに当たっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 訪問型サービス職員等は、事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
ヘルパーステーション薬研淵	遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元に行う。

（2）サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、利用申込等の調整、訪問介護計画作成、家族等との連絡調整を行う。

（3）訪問介護員 2.5名以上

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

2 職員数は、業務の状況に応じて増減があるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営 業 日 12月29日から1月3日までを除く毎日。

（2）臨時休業日・営業日 前号の規定にかかわらず、営業日以外の日を臨時休業日、また営業日以外の日を臨時営業日とすることができる。

（3）営 業 時 間 1日24時間。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

（1）身体介護

食事、排泄、入浴の介助等利用者の身体に直接触れて介助等が中心の場合

(2) 生活援助

(利用料等)

第7条 第6条に規定する事業を提供した場合の利用料の額は、「遠野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

2 第9条に規定する通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、無料とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 利用料について、利用者が低所得者であると遠野市長が認定し、その認定証を事業所に提示して訪問型サービスを利用する場合は、利用料を軽減することができるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問型サービス職員等が、事業を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、所長に報告しなければならない。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、遠野市の区域とする。

(職員研修)

第10条 事業所は、事業に従事している職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(職員の秘守義務)

第11条 事業に従事している職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、他に漏らしてはならない。

2 事業に従事していた職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業に従事する職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持し、他に漏らしてはならない旨を、事業に従事する職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従事者への周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する虐待防止のための研修の定期的な実施

(4) 虐待防止に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために、緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。

3 事業所は、身体拘束等の適正を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(4) 身体拘束等の適正化に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 14 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者（遠野市）、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(諸帳簿等)

第 15 条 事業所の運営管理等の状況を明らかにするため、次の諸帳簿を備えて、保管するものとする。

(1) 管理に関する記録

(2) 関係機関及び主治医等との連絡調整に関する記録

(3) 訪問型サービスに関する記録

(4) 会計経理に関する記録

(5) 設備、備品に関する記録

2 諸帳簿等は、完結の日から 10 年間保存するものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか事業所の運営に関する重要事項は、本会会長と所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。